



## 京都大学経営管理大学院経営研究センターと 一般財団法人関西観光本部との共同事業・研究に関する協力協定書

2017年11月2日

京都大学経営管理大学院経営研究センター

一般財団法人関西観光本部

京都大学経営管理大学院経営研究センター（以下「甲」という。）と一般財団法人関西観光本部（以下「乙」という。）は、関西広域の観光振興を目的として、地域DMO・地域連携DMO・観光団体・観光関連事業者並びに地方公共団体等と共働する「広域連携DMO」の持続可能な経営と事業実施を目指した事業・研究に関して次の条項により協定を締結する。

### （目的）

第1条 甲及び乙は、広域観光振興の中核組織である広域連携DMOの持続可能な事業・経営に関わる事業・研究の実施及びその成果の定着・普及を目的とする。実施に当たってはそれぞれの自主性に基づいて、事業等を連携して推進することを確認する。

### （プロジェクトの推進）

第2条 甲及び乙が連携して取り組む事業等については、以下のとおりとする。

- （1）広域観光振興にかかる事業
- （2）広域連携DMOの持続可能で健全な経営に資する事業
- （3）広域での観光関連事業に携わる人材の育成
- （4）その他、甲及び乙が必要と認める事業

### （推進体制）

第3条 甲及び乙は、事業等の実施に当たっては、甲乙双方の構成員によるプロジェクトチームや研究会などを設置するものとする。

### （秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づき相手方から開示を受け、又は知りえた技術、営業上その他の情報について、相手方の書面による事前承諾なく第三者（甲又は乙に所属する者であって、事業等に直接関与しないものを含む。）に開示・漏洩し、又は第1条の目的以外の目的のため利用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が次条に規定する有効期間の満了又は第5条の規定による解除により効力を失った後も、前項の義務を負う。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日より2019年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙双方のいずれからも更新しない旨の書面による通知がない限りは、同一の内容をもって本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

(解除)

第6条 甲又は乙は、相手方に対して1ヶ月前までに書面による通知を行うことにより、本協定を解除することができる。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。  
本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、各自その1通を保有する。

以 上